

【総務省「プラットフォームサービス利用者情報WG」でのヒアリング資料】

利用者に関する情報の 外部送信規制の省令案に対する意見

2022年8月25日



基本的な考え方

- 電気通信事業法（以下「電通法」）の改正によって導入された外部送信規制は、デジタルサービスを提供するビジネス全般を対象とするものとはなっていない。これは、自社の情報提供用ウェブサイトや、自社ECサイトなどは「電気通信事業」に該当しないためである。
- このように、デジタルサービスを提供するビジネス全般が対象となる個人情報保護法（以下「個情法」）ではなく、あえて電通法において措置を行ったことにより、規制の適用対象となるサービス／事業者、同法と個情法との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。
- 規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に利用者の保護という目的は達成できないこととなる。
- このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。
- また、省令で義務付ける内容については、様々な規模やビジネスモデルの事業者に対して規制が適用されることを踏まえ、これら事業者が現実的に対応可能となるレベルのものとしていただくことが、利用者の保護という目的を達成する上で必要である。

具体的な論点に関する意見 ①

1. 新たな規制が適用されることとなる事業者の範囲 （「利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」）

- 規制の適用対象となる事業者の基準については、当該事業者自身が規制対象となることを明確に認識できることが必要であり、この観点からは次のことが必要である。

- ① 規制対象となるサービスとならないサービスの双方について、具体的な事例を最大限明示すること。
- ② 第2号は、法律上の「媒介相当電気通信役務」の定義を拡張する形で規定している。具体的には、「媒介相当電気通信役務」が「不特定の者」が書き込み等を行うものであるのに対し、第2号は（「特定の者」も含む）「利用者」全般が書き込み等を行うものを対象としている。この点に関し、「特定」と「不特定」の考え方を明確化すること※。

※ 例えば、オンラインショッピングモールは第2号の対象となるが、「媒介相当電気通信役務」には該当しないとされている。これは、あくまでも（加盟店舗といった）「特定の者」が書き込み等を行うためである。他方、SNSについては、（たとえ登録ユーザーに限定されていたとしても）「不特定の者」が書き込み等を行うものとして、「媒介相当電気通信役務」に該当する。

2. 「利用者に通知し」、または「利用者が容易に知り得る状態に置く」事項

- 「利用者に通知し」、または「利用者が容易に知り得る状態に置く」際に、クッキーポリシー等において詳細に書くことによる長文化は、かえって利用者の理解を妨げるものとなり、むしろ簡潔な記載が利用者の観点から望ましい場合があることに留意が必要である。
- この観点からは、「情報の送信先における利用目的」の通知等について、「広告・宣伝」といった目的を簡潔に示した上で、利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンクを設置するという方式を許容すべきである。
- 利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するといったことがおこると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものとする。